

NICE GREEN なごや 評価認定基準

令和5年4月1日施行

評価認定は以下の条件1を満たした上で、条件2の評価項目の合計点により認定します。

用語の説明

緑化面積＝名古屋市の「緑化地域制度」における緑化面積の算出方法により算出した緑化施設の面積の合計

高木＝樹高 4.0m以上の樹木

中高木＝樹高 2.5m以上 4.0m未満の樹木

中木＝樹高 1.0m以上 2.5m未満の樹木

低木＝樹高 0.3m以上 1.0m未満の樹木

条件 1

敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率以上になることが必要です。

建設率の最高限度等	50%以下	50%超60%以下	60%超	市街化調整区域	風致地区	地区計画区域
基準緑化率	20%	15%	10%	20%	30%	～25%

条件 2

①～⑩の評価項目の合計点によってランクが決まります。

合計評価点	評価ランク
80点以上	★★★★ (優秀な緑化)
50点以上 80点未満	★★★ (良好な緑化)
30点以上 50点未満	★

評価項目		評価基準	点数	
①	緑化面積	敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を	1%以上 2%未満の範囲で上回っていること (緑化面積 20㎡以上が対象)	5
			2%以上 5%未満の範囲で上回っていること (緑化面積 30㎡以上が対象)	10
			5%以上 10%未満の範囲で上回っていること (緑化面積 40㎡以上が対象)	20
			10%以上上回っていること (緑化面積 50㎡以上が対象)	30
②	樹木植栽	敷地面積に対する樹木換算面積(※1)の割合が	3%以上 5%未満であること	5
			5%以上 10%未満であること	10
			10%以上 30%未満であること	20
			30%以上 50%未満であること	30
			50%以上であること	40
③	接道緑化	敷地の接道緑化延長(※2)が接道延長全体の	30%以上 50%未満であること	5
			50%以上 70%未満であること	10
			70%以上であること	20

評価項目		評価基準	点数
④	季節の草花の植栽	道路から全景が視認できる場所に季節の草花を敷地面積の1%以上植栽すること（草花植栽面積2㎡以上が対象）	5
⑤	公開性（※3）のある緑化面積	公開性のある緑化面積が 緑化面積全体の25%以上50%未満あるいは100㎡以上200㎡未満であること （公開緑化面積10㎡以上が対象）	5
		緑化面積全体の50%以上あるいは200㎡以上あること （公開緑化面積20㎡以上が対象）	10
⑥	公開性（※3）のある垂直面緑化面積（※4）	公開性のある建築物の外壁および工作物垂直面への緑化面積が敷地面積の2%以上あること	10
⑦	既存樹木の保全	植栽後概ね10年以上経過している高木が敷地内に1本以上あること	5
⑧	樹名板の設置	公開性（※3）のある主要な樹木に樹名板を設置すること	5
⑨	在来種の植栽	在来種の樹木を植栽樹種の10%以上植栽すること	5
⑩	生きものの住处 ・餌場の設置	生きものの餌場となる植物を植栽すること、 あるいは、巣箱・水場などを設置すること	5

※1 樹木換算面積・・・「高木・中高木の本数×10+中木の本数×3+低木の本数×0.2」の計算式で算出します。
 なお、中木のうち、樹木の幹心の位置を中心に半径2m以内に競合する樹木や工作物等がなく、将来高木に成長することが見込める樹種については1本あたりの換算係数を高木等同様「10」として計算することができます。

※2 接道緑化延長・・・敷地の接道面から7m以内の範囲に整備された道路から見える緑化（*）の延長の合計です。
 （ただし、重複部および緑化面積として計上できない部分は除きます。）

（*）「道路から2m以内の範囲は樹高15cm以上」「道路から2～7mの範囲は樹高1m以上」で、樹木の葉と葉が触れ合う程度の密度で列に植えられた樹木（列植）のうち道路から見えるもの（塀などで隠れる場合は、上部が50cm以上見えていれば計上可）に限ります。芝・地被植物および列植ではない低木は該当しません。
 高木・中高木については、樹木を植えた位置を長さの中心として、高木は2.1m、中高木は1.6mを接道緑化延長として計上できます。奥行き方向へ緑化した場合は、その長さの半分を接道緑化延長に加えることができます。つる植物などを建築物や工作物の壁面に緑化した場合も、その延長を接道緑化延長に加えることができます。

※3 公開性・・・「道路から容易に眺望できる」または「不特定の人が立ち入って見ることができる」状態を維持していることをいいます。以下の例の場合も計上ができます。

- 例) ・前面にフェンス等の工作物がある。→ 全体の1/2以上が視認できる部分は計上できます。
 ・商業施設等で夜間や休日が閉鎖される。→ 週の4日以上解放されていれば計上できます。
 ・複合ビルに屋上庭園や中庭がある。→ 建物来館者も見ることができる場合は計上できます。

※4 垂直面緑化面積・・・建築物の外壁、フェンス、擁壁、その他工作物の垂直面を緑化したもののうち、緑化されている部分あるいは将来的に植物が覆うことが見込める資材が設置してある部分の面積の合計です。外壁等から50cm以内の場所に樹木の葉と葉が触れ合う程度の密度で植栽された樹木（列植）の垂直投影面積も計上できます。